

平成27年度第9回天童市教育委員会について（報告）

日 時 平成28年1月20日（水） 午前10時00分
場 所 教育委員会 第一会議室

<委員長あいさつ>

歳を重ねるごとに一年が短く感じるのは何故かという新聞記事がありました。5歳の子どもにとって一年間というのは人生の5分の1ということでした。50歳の人にとっての一年間というのは50分の1、差し詰め私にとっての一年間は70分の1ということになります。そのように、分母が増えていだけ一年間の比重が小さくなり短く感じるということだそうです。

今年一年、一日一生の気持ちを持ちながら、大事に過ごしていくことが大切だと思います。皆様にとりましても、教育委員会にとりましても良い年になりますよう心から祈念いたします。

<議 事 >

議第34号 天童市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
<可決する>

審議経過

委員長：公民館新築工事は順調に進んでいますか。

事務局：主体工事の進捗状況について申し上げます。成生公民館の工期はH27.5.21～H28.2.15となっており、1月12日現在72.1%です。蔵増公民館の工期はH27.6.4～H28.2.15となっており、12月末現在58.8%で現在は70%位までになっています。高掬公民館の工期はH27.6.22～H28.2.29となっており、1月10日現在63.2%です。少し遅れているところもありますが、工期までは完成する予定です。

議第35号 天童市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

<可決する>

審議経過

委員：図書館の備品について、どの位の貸出しがあるのですか。

事務局：紙芝居台が2件、布絵本が14件、パネルシアターが5件、展示パネルが3件、ブラックパネルが1件、合計25件です。市民を始め、読み聞かせ団体や市立公民館に貸出ししています。

委員長：図書館外に持ち出して使用する場合は申請書ということですか。

事務局：そのとおりです。

議第36号 天童市立高原の里交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則
の一部改正について

<可決する>

審議経過

委員：施設の使用料はどうなるのですか。

事務局：スポーツ少年団や中学校の部活動については減免の対象となり、使用料は免除されます。

委員：火曜日に限らず、体育館の利用は空きが無い状況なのですか。

事務局：夜間については毎日利用されており、使いたくても使えない状況のため、ぜひ利用したいという要望があり開館日を拡大し利便性を図るようにしたものです。

教育長：ドモスを利用して施設まで移動していたと思いますが、無くなってから利便性に支障はありませんか。

事務局：平成26年4月からスポーツ少年団が利用する時間帯にドモスの運行が無くなり、卓球のスポーツ少年団が利用できなくなったと聞いていますが、その他は特に、ドモスの運行に状況によって施設の利用に支障が出ているという話は聞いていません。それぞれの利用団体で送迎しているのではないかと思います。

委員：施設利用の平等性を図るため、抽選により決定することもありますので、調整してほしいと思います。

教育長：川崎市では、公開して抽選していましたので、ぜひ参考にしてください。

委員長：議事は以上です。委員の皆様から何かありませんか。

無いようですので、第9回教育委員会会議を終了します。